（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　在留（第二条―第五条）

第三章　退去強制の手続（第六条―第十二条）

第四章　被収容者の処遇（第十三条―第二十一条）

第五章　難民の認定等（第二十二条）

第六章　補則（第二十三条―第二十七条）

附則

第一章　総則

第二条の前に次の章名を付する。

第二章　在留

第十一条を第二十七条とする。

第十条第十三号中「及び第二項」を「、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項」に改め、同条第二十二号中「第六十一条の二の十四第一項及び第四項」を「第六十一条の二の十七第一項及び第五項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「第六十一条の二の十一」を「第六十一条の二の十四」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十九号中「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号中「第六十一条の二の五」を「第六十一条の二の六」に改め、同号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　法第六十一条の二の七第二項から第四項までに規定する権限

第十条第十七号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　法第六十一条の二の五第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第二十条第四項に規定する権限

第十条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号中「から第三項まで及び第五項」を「、第二項及び第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第五十二条第五項及び第六項に規定する権限

第十条を第二十六条とする。

第九条中「それぞれ」を削り、同条を第二十五条とする。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「第六十一条の八の二」を「第六十一条の七の二」に改め、同条を第二十四条とし、第七条を第二十三条とし、同条の前に次の章名を付する。

第六章　補則

第六条の見出しを削り、同条第一項中「第六十一条の二の九第六項の規定による」を「第六十一条の二の十二第六項の規定による」に改め、「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、同項の表第三十七条第一項及び第三項の項中「第六十一条の二の九第六項」を「第六十一条の二の十二第六項」に改め、同条第二項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同項の表第七条第一項の項及び第七条第二項の項中「第六十一条の二の九第六項」を「第六十一条の二の十二第六項」に改め、同条を第二十二条とする。

第五条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章　退去強制の手続

（公売公告の方法等）

第六条　入国警備官は、法第三十七条の二第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他入国警備官が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2　法第三十七条の二第二項の規定による公告（以下この章において「公売公告」という。）は、次に掲げる事項を地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行うものとする。

一　法第三十七条の二第二項の規定による公売（以下この章において単に「公売」という。）に付そうとする領置物件等（領置物件又は差押物件をいう。以下この章において同じ。）の品名及び数量

二　公売の日時、場所、方法及び事由

三　買受代金の納付の期限

四　保証金に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3　公売公告は、公売の日の十日前までに行うものとする。ただし、公売に付そうとする領置物件等がその性質上急速に売却することを要するときは、その期間を短縮することができる。

4　地方出入国在留管理局長は、法第三十七条の二第二項の規定により領置物件等の代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

（公売の参加制限等）

第七条　地方出入国在留管理局長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、当該各号に該当することとなった日以後二年間、公売に加わらせず、公売の場所に入ることを制限し、又はその場所から退場させることができる。公売に際しこれらの者を代理人、支配人その他の従事者として使用する者についても、同様とする。

一　公売に際して不当に価格を引き下げる目的をもって連合をした者

二　公売に加わることを妨害し、又は公売に加わった者の契約の締結若しくは履行を妨害した者

三　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

四　偽りの名義で公売に参加した者

五　故意に公売に付される領置物件等を損傷し、その価額を減少させた者

六　前各号に掲げる者のほか、公売の実施を妨げる行為をした者

2　地方出入国在留管理局長は、前項各号のいずれかに該当すると認められる者及び同項後段に規定する者が次条第一項の規定による入札をしたときは、その入札がなかったものとすることができる。

3　地方出入国在留管理局長は、第一項の規定を適用するために必要があると認めるときは、公売の参加者に対し、その身分に関する証明を求めることができる。

4　公売に付される領置物件等については、入国警備官その他違反調査に関する事務に従事する職員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

（公売の方法及び入札の手続）

第八条　公売は、入札の方法により行うものとする。

2　地方出入国在留管理局長は、領置物件等を入札に付するときは、当該入札の目的となる物品について、同種又は類似の物品の価格を勘案して適正と認める予定価格を決定しなければならない。この場合において、地方出入国在留管理局長は、その決定した予定価格（以下この章において単に「予定価格」という。）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

3　地方出入国在留管理局長は、領置物件等の入札に加わろうとする者に対し、現金又は銀行が振出し若しくは支払保証をした小切手をもって、予定価格の百分の五以上の額により地方出入国在留管理局長が定める保証金を納付させなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長は、予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しないものとすることができる。

4　地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、予定価格を公売公告の際に併せて地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示し、又は公売を行う前に当該公売の場所その他適当な場所に掲示することができる。この場合においては、第二項後段の規定は、適用しない。

5　開札は、公売公告に示した公売の日時及び場所において、入札者の面前において行わなければならない。ただし、入札者で出席しないものがあるときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。